

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、申立期間当時、母親とA市の実家に住んでおり、厚生年金保険には加入していなかった。申立期間においては、国民年金保険料の還付を受けているが、これは国民健康保険料の還付だと思っていた。国民年金保険料の還付請求は行っていないのに還付したのは社会保険事務所（当時）のミスであるから、納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳により、申立人はA市において平成元年8月28日に国民年金の第1号被保険者資格を取得し、3年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成3年7月11日に「厚生年金等加入」を理由として申立期間の保険料が還付決定されていることが確認できるところ、申立人には申立期間に見合う厚生年金保険等の被保険者期間は無い上、申立人が申立期間後に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年4月1日であることが確認できるとともに、当該資格取得日は雇用保険の加入記録とも一致しており、申立期間に係る厚生年金保険等の加入事実は確認できないことから、申立期間の保険料を還付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月21日から同年6月1日まで

私は、昭和53年9月にA社に入社した後、分社して設立されたB社へ転籍し、55年12月まで勤務していた。

その期間は一度も退社したことがないのに、厚生年金保険の加入記録が昭和54年2月21日から同年6月1日まで空白期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は昭和53年9月にA社に入社して以降、勤務形態及び業務内容に変更は無く、B社が適用事業所となった日の前日（昭和54年5月31日）まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における資格喪失時のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和54年2月21日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考

え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年2月1日から同年3月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同社は経営悪化により平成12年1月31日に解散したため、同年2月1日にA社へ移籍し、同社において申立期間も継続して勤務していた。その間、給与から厚生年金保険料の控除も行われていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の給与計算事務を受託している税理士事務所が保管している平成12年2月分（平成12年3月5日支給）の給料台帳により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料台帳において確認で

きる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、50万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立事業所は、平成12年3月1日から適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立事業所は、商業登記簿によると11年12月9日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用の対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年3月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同社は経営悪化により平成12年1月31日に解散したため、同年2月1日にA社へ移籍し、同社において申立期間も継続して勤務していた。その間、給与から厚生年金保険料の控除も行われていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の給与計算事務を受託している税理士事務所が保管している平成12年2月分（平成12年3月5日支給）の給料台帳により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認でき、また、当該税理士事務所が保管しているB社に係る平成12年2月分の給料台帳（平成12年1月21日から同年1月31日までの勤務に対するもので同年2月29日に支給）により、同年2月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。これについて、当該税理士事務所は、「平成12年2月分の厚生年金保険料は、関連会社であるB社で既に控除していたことから、申立事業所からは控除しなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立事業所は、平成12年3月1日から適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立事業所は、商業登記簿によると11年12月9日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用の対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年3月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同社は経営悪化により平成12年1月31日に解散したため、同年2月1日にA社へ移籍し、同社において申立期間も継続して勤務していた。その間、給与から厚生年金保険料の控除も行われていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の給与計算事務を受託している税理士事務所が保管している平成12年2月分（平成12年3月5日支給）の給料台帳により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認でき、また、当該税理士事務所が保管しているB社に係る平成12年2月分の給料台帳（平成12年1月21日から同年1月31日までの勤務に対するもので同年2月29日に支給）により、同年2月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。これについて、当該税理士事務所は、「平成12年2月分の厚生年金保険料は、関連会社であるB社で既に控除していたことから、申立事業所からは控除しなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立事業所は、平成12年3月1日から適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立事業所は、商業登記簿によると11年12月9日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用の対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年3月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同社は経営悪化により平成12年1月31日に解散したため、同年2月1日にA社へ移籍し、同社において申立期間も継続して勤務していた。その間、給与から厚生年金保険料の控除も行われていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の給与計算事務を受託している税理士事務所が保管している平成12年2月分（平成12年3月5日支給）の給料台帳により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認でき、また、当該税理士事務所が保管しているB社に係る平成12年2月分の給料台帳（平成12年1月21日から同年1月31日までの勤務に対するもので同年2月29日に支給）により、同年2月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。これについて、当該税理士事務所は、「平成12年2月分の厚生年金保険料は、関連会社であるB社で既に控除していたことから、申立事業所からは控除しなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立事業所は、平成12年3月1日から適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立事業所は、商業登記簿によると11年12月9日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用の対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年11月1日から同年11月7日まで
② 昭和56年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和52年9月1日に就職し、56年3月31日まで勤務していた。申立期間①は、就職して2か月は試用期間であったので、厚生年金保険の資格取得日は52年11月1日になるべきところ、同年11月7日になっているのはおかしい。また、申立期間②は、56年分給与所得の源泉徴収票を持っているが、56年3月末まで勤務し、同年3月の給与からも厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、資格喪失日が同年3月1日になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立事業所において社会保険事務を担当していた事業主の妻の回答及び申立事業所から提出された申立人に係る昭和56年3月の給料台帳により、申立人が当該期間において申立事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の

それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票及び申立事業所から提出された申立人に係る 56 年 3 月の給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、申立期間①及び②当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚は、申立事業所において 1 か月から 3 か月の試用期間があったと回答していることから、申立人が昭和 52 年 11 月 7 日の被保険者資格の取得日以前に申立事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、いずれの同僚も申立人が厚生年金保険の被保険者となった日を覚えておらず、申立事業所も、申立期間①当時の資料は残っていないため、申立人に対する厚生年金保険の適用状況等については不明としている。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和 48 年から 57 年までの被保険者の資格取得日を確認したところ、申立人を除く被保険者 18 人のうち 13 人が各月の 1 日付けとなっておらず、申立事業所では、申立期間①当時、必ずしも 1 日付けで従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①において、申立人は厚生年金保険の被保険者であった者とは言えず、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年10月16日にB社に入社し、平成2年3月15日の退職まで継続して勤務していた。

B社に入社当時、同社は設立前であったため、A社で機械の組立てやプレスなどの補助作業をしていた。

A社とB社は、共にC社のグループ会社であり、同じグループ会社間での異動で一度も退職していないにもかかわらず、年金記録では昭和43年3月30日にA社を退職したことになっており、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の具体的な申述内容等により、申立人は、C社のグループ会社に継続して勤務し（A社からB社へグループ会社間の異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録等により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年4月1日であることが確認できる上、A社で人事課長をしていた同僚が、「申立人については、多分、B社の要員としてA社に雇い入れたと思う。申立人は、A社の正社員からB社の正社員として異動した。」と回答していることなどから、同日とすることが妥当で

ある。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書の昭和43年2月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料の保存期間が過ぎており、保険料を納付したか否か確認できない。」としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和43年3月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の43年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月1日から38年1月1日まで

私は、A社（現在は、C社）に、設立（昭和29年1月27日設立）前から平成5年3月に退職するまで継続して勤務した。A社B支店には、私が担当していた技術を有している者がいなかったため、昭和37年12月1日に本社から同支店に転勤になったが、各種社会保険等は全て給与から控除されていたはずなのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された社員台帳及び雇用保険の加入記録等により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年12月1日にA社本社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年1月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を21万7,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を36万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

私は、平成19年7月10日及び同年12月10日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料は総支給額に基づき控除されているにもかかわらず、同事業所は健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の賞与額を手取額で記載して届け出た。

同事業所は、この誤りに気づき、平成22年7月に賞与支払届（訂正届）を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届（訂正届）に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初それぞれ19万2,000円及び31万9,000円と記録されたが、申立事業所が当該期間に係る徴収権が時効により消滅した後に健康保険厚生年金保

険被保険者賞与支払届の訂正届を提出したため、平成 22 年 7 月にそれぞれ 21 万 7,000 円及び 36 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（21 万 7,000 円及び 36 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（19 万 2,000 円及び 31 万 9,000 円）となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（21 万 7,000 円及び 36 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月に、事業主が申立てに係る被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を20万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

私は、平成 19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に A 事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料は総支給額に基づき控除されているにもかかわらず、同事業所は健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の賞与額を手取額で記載して届け出た。

同事業所は、この誤りに気づき、平成 22 年 7 月に賞与支払届（訂正届）を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届（訂正届）に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初それぞれ 17 万 6,000 円及び 32 万 8,000 円と記録されたが、申立事業所が当該期間に係る徴収権が時効により消滅した後に健康保険厚生年金保

険被保険者賞与支払届の訂正届を提出したため、平成 22 年 7 月にそれぞれ 20 万円及び 37 万 1,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円及び 37 万 1,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（17 万 6,000 円及び 32 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（20 万円及び 37 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月に、事業主が申立てに係る被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

私は、平成19年12月10日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料は総支給額に基づき控除されているにもかかわらず、同事業所は健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の賞与額を手取額で記載して届け出た。

同事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月に賞与支払届（訂正届）を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届（訂正届）に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初18万6,000円と記録されたが、申立事業所が当該期間に係る徴収権が時効により消滅した後に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出したため、平成22年7月に21万1,000円に訂正されたところ、厚生年金保

険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（21万1,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（18万6,000円）となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（21万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月に、事業主が申立てに係る被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年10月及び平成元年9月を34万円に、同年12月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月1日から平成7年10月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、昭和63年10月から平成7年9月までの標準報酬月額が、給与支給額に比べて低額になっているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された申立事業所の給与明細書により、申立期間のうち、昭和63年10月及び平成元年9月については、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（32万円）を超える報酬月額（昭和63年10月は37万354円、平成元年9月は42万6,709円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和63年10月は38万円、平成元年9月は44万円）より低い標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料（2万1,080円）を事業主により給与から控除されていたことが認められ、また、元年12月については、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（34万円）を超える報酬月額（45万2,464円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（44万円）より低い標準報酬月額（38万円）に見合う厚生年金保険料（2万4,310円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和63年10月、平成元年9月及び同年12月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付

の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月及び平成元年 9 月に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 34 万円に、同年 12 月に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所から提出された昭和 63 年から平成 7 年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しから確認できる標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月から平成元年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間及び 2 年 1 月から 7 年 9 月までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額（33 万 5,118 円から 51 万円）に見合う標準報酬月額（34 万円から 50 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32 万円から 38 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 9,840 円から 3 万 1,350 円）に見合う標準報酬月額（32 万円から 38 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32 万円から 38 万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和54年9月から57年8月まで

昭和54年9月中旬にA社を退職後、同月中か10月頃に、B市から国民年金保険料を納付するよう記載されたはがきが自宅に届き、このはがきは、その後C社に入社した57年8月まで、毎月郵送されて来た。

私は、申立期間当時無職だったので、毎月父親から1万5,000円をもらい、国民年金保険料を納付した。保険料の納付場所等についての記憶は定かではないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、B市において、国民年金の資格取得に係る届出や年金手帳を受領した記憶は無いとしている上、オンライン記録では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和54年9月から同年10月頃から57年8月までの間、B市から国民年金保険料の納付を促すはがきが毎月届いていたと主張しているが、同市では、「はがきによる通知は、国民年金保険料の未納者に対してのみ行っていた。」としており、国民年金に未加入である申立人に対して当該はがきが郵送されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額は1万5,000円ぐらいであったとしているが、申立期間当時の保険料額は、昭和54年4月から55年3月までは3,300円、同年4月から56年3月までは3,770円、同年4月から57年3月までは4,500円、同年4月から58年3月までは5,220円であり、申立人の記憶する保険料額とは大きく相違している。

加えて、申立期間は36か月と長期間である上、国民年金保険料相当額を手

渡してくれたとする申立人の父親は既に他界しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から61年6月まで

国民年金の加入手続の時期、場所及び年金手帳の受領状況は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は、昭和62年6月の婚姻後に自宅に2回程度来た社会保険事務所(当時)の職員とみられる女性による保険料の納付勧奨に納得し、給与が出た際に納付した。

申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付頻度及び納付場所は覚えていないが、未納とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の資格取得日に係る社会保険事務所の処理日から、昭和63年4月頃と推定され、この時点で、申立人は国民年金の被保険者資格を20歳に到達した59年*月*日に遡って取得したものと推測されることから、当該手帳記号番号の払出日時点において、申立期間の一部(昭和59年10月から60年12月まで)の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の元夫も申立期間の保険料は未納となっている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料の収納記録欄は未納を示す空欄であることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、オンライン記録により、申立期間後の昭和61年7月から平成3年

3月までの国民年金保険料はいずれも過年度納付であることが確認できるところ、昭和61年7月分の国民年金保険料の収納日は、「63. 8. 11」と記載されており、時効直前の時期に納付していることが確認できることから、当該時点では申立期間の保険料は時効により納付できない上、申立人は、62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料を申請免除後に追納していることが確認できることから、当該追納を行った時期と申立期間との記憶を混同している可能性も考えられる。

その上、申立人は、国民年金の加入手続の時期、年金手帳の受領時期、保険料の金額、納付場所等について、「覚えていない。」としており、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年9月まで

私と妻は、共に国民年金に加入し、私のボーナスのときなどに、妻がやり繰りをしてきて、妻から国民年金保険料の納付書とお金を渡されて、私が、私と妻の保険料を納付していた。私と妻の保険料は、納付日は異なるが、同じ時期に納付するようにしていた。

それにもかかわらず、申立期間について、妻は保険料が納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは考えられない。税務署に提出した「所得税の確定申告書の控え」(写)(以下「確定申告書」という。)があるので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と同じ時期に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により申立人及びその妻の保険料の納付日を確認すると、昭和60年4月から平成2年11月までは申立人及びその妻は同じ日に納付していることが確認できるが、申立期間前の3年4月から4年3月までの期間及び申立期間後の9年10月から10年9月までの期間の保険料は、申立人の妻は現年度納付しているのに対し、申立人は過年度納付しており、納付時期は1年以上異なっており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人から提出された平成4年分、5年分及び8年分の確定申告書に「国民年金」と記載された支払保険料額について、オンライン記録と照合した結果、i)平成4年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は23万2,800円であるところ、申立人が同年中に納付した保険料は、オンライン記録では33万5,100円(内訳:申立人の平成2年5月から3年5月までの過年度保険料合計11万400円、申立人の妻の2年5月から3年3月までの過年度保

険料及び同年11月から4年12月までの現年度保険料合計22万4,700円)となつてゐることから、申立期間のうち4年4月から同年12月までの申立人の納付保険料額が含まれてゐるとは推認できない上、当該確定申告書に記載された金額は、単に4年当時の一人当たり月額保険料9,700円の12か月分を二人分とした額となつており、実際に納付した金額と乖離^{かい}するため、記載された金額の信憑^{びよう}性に疑義があること、ii)平成5年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は19万2,600円であるところ、オンライン記録でも申立人が同年中に納付した保険料額は、19万2,600円(内訳:申立人の平成3年6月から4年3月までの過年度保険料合計9万円、申立人の妻の5年1月から同年10月までの現年度保険料合計10万2,600円)で、当該確定申告書に記載された保険料額と一致していることから、申立期間のうち5年1月から同年12月までの申立人の納付保険料が含まれてゐるとは認められないこと、iii)平成8年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は14万400円であるが、申立人が同年中に納付した保険料は、オンライン記録では23万6,400円(内訳:申立人の妻の平成7年12月から8年7月までの現年度保険料合計9万6,000円、申立人の長女の7年4月から8年3月までの過年度保険料合計14万400円)で、当該確定申告書に記載された保険料額と一致しない上、申立人の長女の7年4月から8年3月までの保険料を8年に支払つた額と一致していることから、当該記載は長女の保険料のみが記載されているものと推認できることなどから、提出された確定申告書はいずれも申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは認め難い。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿(平成8年度までの記録)においても、申立期間のうち平成4年4月から9年3月まで未納となつており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料(領収証書、家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年4月から同年9月まで

私は、勤務先の客として来ていたA市役所の職員から国民年金の加入を勧められ、同市役所で加入手続を行い、昭和41年4月から国民年金保険料を納付していた。

しかし、年金手帳及びオンライン記録によると、国民年金に加入したのは昭和41年10月1日となっており、申立期間が未加入とされているのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、オンライン記録では昭和41年10月1日とされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後93人の資格取得日を見ると、ほとんどの加入者(90人)が申立人と同じ日付で国民年金に加入しており、また、手帳記号番号に欠番(付番後、国民年金の強制加入対象者でないことが判明し、国民年金の加入を取り消した番号)が多く見られることから、A市では、当時、国民年金の未加入者に加入勧奨を行い、未回答者に対しては41年10月1日付けで手帳記号番号を付番し、職権で加入させたものと推認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A市が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和41年10月1日でオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和47年に婚姻するまで、住所地及び姓に変更は無いことから、同一市町村で申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年9月までの期間、44年10月から45年4月までの期間、54年4月から同年5月までの期間及び55年8月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年9月まで
② 昭和44年10月から45年4月まで
③ 昭和54年4月から同年5月まで
④ 昭和55年8月から57年7月まで

私の養母は、きちょうめんな性格で、子供の教育に関しては完璧であったことから、私が厚生年金保険の被保険者となっていない期間について、私の知らないうちに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと思うが、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の養母が申立期間①、②、③及び④の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと申し立てているが、申立期間①、②及び③当時に居住していたとするA市又はB市、申立期間④当時に居住していたとするC市及びB市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は作成されておらず、当該市区を管轄する社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインによる氏名検索によっても申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間①、②、③及び④は国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の養母は既に亡くなっているため、当該期間における国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間①、②、③及び④において、仮に申立人の養母が申立人の

国民年金の加入手続を行っていた場合、厚生年金保険との切替手続を含め少なくとも4回の加入手続が必要となるが、異なる市区(A市、B市、C市)において連続して事務処理に誤りがあったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、持ち回りで国民年金の集金をしていたA婦人会の担当者を通じて国民年金の加入手続きを行い、毎月、婦人会の担当者に保険料を納付していた。

婦人会では集金後、会長のBさんがとりまとめて役場に納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C町教育委員会の回答並びに申立人の母親及び近隣住民の供述から、A婦人会が存在し、時期は特定できないものの国民年金保険料の集金を行っていたことは推認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和57年10月頃に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるため、集金組織による町への納付はできない上、申立人自身も、国民年金保険料を婦人会の集金以外の方法で納付した記憶は無いとしている。

また、C町の国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない上、申立人が記憶する婦人会長は既に死亡しており、婦人会の集金人も特定できないことなどから、申立内容を裏付ける関係者の供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から61年3月までの期間及び61年8月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から61年3月まで
② 昭和61年8月から平成元年8月まで

私は、20歳になる前に、A郡B町（現在は、C市B町）から国民年金の加入案内が送付されてきたので、町役場で加入手続を行った。その後、20歳になった時に、1年分の納付書が郵送されてきたので、毎月、町役場の窓口で夫婦二人分の保険料を納付するとともに、町役場の職員又はD銀行の職員に申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

なお、平成元年夏頃にA郡E町（現在は、C市E町）に引っ越してからは、保険料の納付に関する記憶は無いが、同郡B町では納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる前に国民年金の加入手続を行い、20歳到達後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金の任意加入者及び第3号被保険者の資格取得に係る処理日等により、昭和61年1月から同年4月頃までにA郡B町において払い出されたものと推認され、最も早い同年1月に払い出された場合でも、申立期間①のうち、52年1月から58年9月までの保険料は時効により納付することができない上、同年10月から60年3月までの保険料は、過年度納付となるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、戸籍の附票によれば、申立人は申立期間①当時、A郡B町に居住していたことが確認できることから、仮に申立人の手帳記号番号が20歳当時に同町において払い出され、保険料を納付していた場合には、前述の手帳記号番号

が新たに払い出される必要は無かったものと考えられる上、オンラインシステムによる氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年夏頃にA郡E町に引っ越してからは、保険料の納付に関する記憶が無いとしているところ、戸籍の附票によれば、申立人は、昭和63年7月7日に同町に住所変更したことが確認できることから、申立期間②のうち、63年8月から平成元年8月までの保険料はA郡B町で納付したとは考え難い。

加えて、申立期間は二つの期間を合わせて148か月と長期間であり、異なる二町において連続して事務処理に誤りがあったとは考え難い上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間①及び②は未納となっており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 8 日から 60 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間において、A市に本社があるB社のC支店に勤務し、運転手として食品トレーや建築資材をD県やE方面へ配送していた。また、社会保険が完備された会社にものみ勤務してきたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において昭和 59 年 10 月 5 日から 60 年 1 月 20 日まで雇用保険に加入していた記録が確認できることから、申立期間の一部は申立事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所本社及び同社C支店で社会保険関係の事務に携わっていた複数の者は、「運転手は、1か月から3か月ぐらいは厚生年金保険に加入させていなかった。」、「採用はしても、厚生年金保険の加入は遅かった。」と供述している上、申立事業所において申立期間当時に厚生年金保険に加入している者について雇用保険の加入記録を確認したところ、雇用保険のみに加入している期間がある者もいたことが確認できることから、申立事業所は必ずしも採用と同時に厚生年金保険には加入させていなかったと推察される。

また、昭和 58 年 1 月から 60 年 1 月までに申立事業所において健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金被保険者原票には健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立人及び申立人の妻は、申立期間全てにおいて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、また、申立期間直後の昭和 60 年 2 月 1 日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した際

に社会保険事務所（当時）は、申立人については国民年金の被保険者資格の喪失届を、また、申立人の妻については国民年金の被保険者の強制加入から任意加入への種別変更届を60年3月27日に処理していることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金へ加入し、厚生年金保険には加入していなかった認識があったと推察される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 23 日から 43 年 2 月 9 日まで

申立期間当時、私は 20 歳前で、A 市内にあった名前の通った大きな B 社に住み込みで勤務していた。昭和 41 年 12 月に盲腸の手術をして翌年の 1 月に退院したが、入院費用を別途支払った覚えは無く、当然、会社から交付された健康保険証を使用したものと思われ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していたとする A 市内の B 社前で撮影した写真所持しており、当該申立事業所及びその寮の所在地を記憶していること等から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所の申立期間当時の同僚に照会した結果、3 人から回答があり、うち 1 人は申立人を知っているとするものの、申立人の勤務期間については不明としている上、申立人に係る給与からの厚生年金保険の保険料控除に係る供述も得られないことから、申立人に係る申立期間当時の勤務期間及び事業主による給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立事業所において、申立期間を含む昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、健康保険の番号に欠番は無く、これらの記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立事業所の役員に申立期間当時の状況を確認したところ、「申立期間当時の記録は保存されていないが、当時は正社員としての採用には厳しく、採用後すぐには正社員にしなかった。」と回答していることから、申立事業所

では、必ずしも従業員のを全てを正社員とはしていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 15 日から 9 年 7 月 1 日まで

私は、A社を平成 7 年 7 月に退職後、同社の健康保険組合に任意継続被保険者として加入していたが、8 年 11 月にB社に入社した。

B社では入社時から厚生年金保険に加入し、健康保険はA社の健康保険組合に引続き 2 年間加入した後、B社の健康保険に加入した。

B社では、平成 8 年 11 月の入社時から警備員として勤務し、同社の健康保険に加入する 9 年 7 月までの期間も同社で厚生年金保険に加入しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における雇用保険の加入記録から、申立人が平成 8 年 11 月 15 日から現在まで継続して同社に勤務していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の直前に勤務していたA社の健康保険組合に、昭和 60 年 9 月 17 日から平成 7 年 7 月 16 日まで被保険者として加入した後、同日から申立期間を含む 9 年 7 月 16 日まで任意継続被保険者として加入していることが、同健康保険組合の回答により確認できることから、政府管掌健康保険（当時）に加入しているB社において厚生年金保険にのみ加入することは、制度上できない。

また、B社が保管する申立人に係る平成 8 年分及び 9 年分の給与所得の源泉徴収票について、社会保険料等の金額欄に記載された金額を検証したところ、8 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている「573 円」は厚生年金保険料と健康保険料の合計額とはかけ離れていることから雇用保険料のみの額と推認でき、9 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている「90,828 円」は同年 1 月から同年 6 月までの雇用保険料及び同年 7 月から同年 12 月までの社会

保険料（厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料）の合計額とおおむね一致していることから、申立期間については、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人のB社における政府管掌健康保険の加入記録は、平成9年7月1日から15年10月13日までであることが、全国健康保険協会の回答により確認でき、当該期間は同社における厚生年金保険の加入期間と一致している上、オンライン記録では、同社に係る被保険者の健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 30 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、A社を退職した翌日の昭和 39 年 8 月 30 日に友人の紹介でB社に就職し、41 年 4 月 29 日まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における資格取得年月日は昭和 40 年 3 月 1 日となっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の関連事業所であるC社に勤務していた友人の紹介で昭和 39 年 8 月 30 日に申立事業所に就職したとしているが、当該友人は、「C社に在職中、申立人に申立事業所を紹介し、申立人が入社したことは覚えているが、入社時期については、いつ頃か覚えていない。」としているところ、当該友人のC社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 39 年 12 月 24 日）及び申立人が名前を挙げている同僚の申立事業所に係る被保険資格の喪失日から、申立人は、当該友人の喪失日以前から申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間において、申立事業所に勤務していた同僚二人及び上記友人により紹介されたと申立人が記憶している上記友人の上司は、申立人を「覚えていない。」と回答している。

また、申立事業所は既に解散しており、事業主も亡くなっていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 3 日から 43 年 5 月 13 日まで
④ 昭和 43 年 6 月 3 日から 44 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 44 年 6 月 9 日から 45 年 1 月 21 日まで
⑦ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 45 年 11 月頃に A 社を退社した後の同年 12 月 21 日に、40 年 10 月から 45 年 10 月までの間の計 7 社に係る厚生年金保険の加入期間（54 か月）について脱退手当金を受け取った記録となっている。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、申立人の脱退手当金は、それまで勤務した 7 事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（54 か月）について、昭和 45 年 12 月 21 日に支給された記録となっており、オンライン記録と一致するとともに脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済」と押印されていることが確認できるとともに、申立期間⑦に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 45 年 11 月 1 日）から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 34 年 10 月 20 日まで
私は、勤務していたA社に係る昭和 28 年 6 月 1 日から 34 年 10 月 20 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 22 日に支給決定されている。

また、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和 34 年 12 月 22 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、結婚するために申立事業所を退職したとする申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月28日から21年4月1日まで

私は、今まで脱退手当金を受領したことがないにもかかわらず、A社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録があることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、また、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の、申立人が厚生年金保険の被保険者ではない昭和21年8月15日に支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、制度上、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ老齢厚生年金は受給できないところ、申立人が申立事業所を退職後に厚生年金保険に加入したのは、7年8か月後の昭和28年12月である上、以後の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号は申立期間の番号とは別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 38 年 2 月まで

私は、昭和 35 年 8 月から 38 年 2 月まで A 社で働いており、35 年 10 月の社員旅行の写真もある。この写真と一緒に写っている私の夫には、同社の厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が全く無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所の社員旅行の写真に申立人が夫と共に写っていること、また、申立人が、申立期間当時の事業主及び取締役の名前を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚に照会した結果、11 人から回答があったが、申立人について具体的に記憶している者はいなかった。

また、当該 11 人のうち 5 人は、申立事業所で勤務した期間と厚生年金保険の加入期間に 2 か月から 2 年ぐらいの相違があるとしているほか、別の 1 人は、同人が自分より先に入社していたとする同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日より 4 か月前に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立事業所においては、従業員によって厚生年金保険の適用等の取扱いに差があったことがうかがえる。

さらに、回答のあった上記同僚の 1 人は、「申立事業所では、業績に応じて臨時の従業員を採用しており、従業員は多いときで 135 人ぐらい、少ないときで 70 人から 80 人ぐらいであった。」としているところ、申立期間（約 2 年半）当時の厚生年金保険の被保険者数をオンライン記録で確認した結果、60 人から 97 人であることから、申立事業所において被保険者となっていない従業員

がいたことがうかがえる。

加えて、申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所における申立期間当時の事業主、取締役及び社会保険事務担当者は、死亡又は連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用等の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、高校を卒業と同時に昭和 34 年 4 月 1 日から A 社に正社員として入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 35 年 3 月 1 日になっている。仮に入社 3 か月後の資格取得であれば、試用期間経過後に取得したものと想定されるが、入社して 11 か月後の取得となっており納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、年齢から判断して高校を卒業すると同時に入社したと思われる者が、昭和 31 年から 35 年の間に申立人を含め 7 人認められるところ、この 7 人全員が入社から厚生年金保険の加入までに間があり（3 か月間 2 人、11 か月間 2 人、13 か月間 2 人、23 か月間 1 人）、このうち、同僚調査で回答のあった 4 人は、「入社後、厚生年金保険加入まで間があった。」としていることから、申立事業所では、当時、高校新卒者については入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日は昭和 35 年 3 月 1 日と記載されているほか、同年 3 月中に被保険者資格を取得している者が申立人を含め 4 人確認できるところ、申立事業所が保管する B 社会保険出張所（当時）が発行した同年 3 月分の健康保険厚生年金保険保険料増減内訳書においても、同年 3 月中に資格取得した者の姓が当該 4 人と一致し、同年 3 月の増加保険料額も当該 4 人の保険料合計額と一致していることから、申立人は、申立事業所において、同年 3 月に被保険者資格を取得したことがうかがえる。

さらに、上記同僚のうち1人は、「入社して約1年後に厚生年金保険に加入し、その間は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証する給与明細書等は所持しておらず、控除されていたかどうかについては覚えていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月21日から32年7月1日まで

私の夫は、昭和29年1月に結婚する前から、夫の父親が経営していたA事業所に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、病気療養中の申立人に代わって、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の複数の同僚の供述から、申立人は、昭和28年夏頃から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の妻は、「結婚当時は事業所の二階に、事業主夫婦及び事業主の長男夫婦とともに住んでいたが、昭和31年頃に家を建てて転居した。」とし、複数の同僚も同様の供述を行っていることから、申立期間当時、申立人は、申立事業所に勤務していたものの、事業主と同居し生計が同一であったことから、厚生年金保険の加入要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人と同様、申立事業所の二階に事業主夫婦とともに住み、申立事業所に勤務していたとする事業主の長男にも申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の給与台帳等の資料が無い上、申立事業所の事業主及び社会保険の担当者は、既に死亡しているため供述が得られず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 10 月 1 日に A 社に入社し、同社が倒産する 53 年 12 月まで継続して勤務しており、15 万円から 18 万円ぐらいの給与を支給されていたが、B 社に出向していた 47 年 3 月から 49 年 4 月末までの標準報酬月額が支給されていた給与より低い額になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(6 万円)が、当時の給与手取額(15 万円から 18 万円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 6 万円と記録されており、申立人の前後 9 人の標準報酬月額を確認したところ、4 万 8,000 円から 9 万 8,000 円となっていることから、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらない。

さらに、B 社は、「現存する人事カードを確認したが、申立人の在籍が確認できないため、提供できる資料は無い。」と回答している上、A 社の当時の社長及び同僚 7 人に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られず、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1847 (事案 616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月から 31 年まで

私は、前回、「申立期間に働いていたA社は、公共事業を受注し、施工していたので、厚生年金保険料の納付は行われていたと考えられるため、厚生年金保険の被保険者期間が無いのはおかしい。」と申し立てたところ、第三者委員会から記録訂正は認められないとの通知を受け取った。

同通知によると、私が申立事業所に勤務していたことは認められたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間として認められなかったことに納得できないので、再度、申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社で厚生年金保険の加入記録がある同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 複数の同僚が、申立事業所では厚生年金保険に加入していた者と加入していない者がいたと供述していることから、申立事業所では、厚生年金保険への加入について従業員により取扱いが異なっていたことがうかがわれること、iii) 申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに関する人事記録等の資料は確認できない上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しているため、聴取を行うことができないこと、iv) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 5 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、第三者委員会の通知の中で申立事業所に勤務していたことを認めたのであれば、厚生年金保険への加入も認めるべきであると主張しているが、申立内容を裏付ける新たな資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が記憶するA社と名称が類似する申立期間当時の適用事業所のうち、申立人が記憶する所在地と所在地が一致する適用事業所は、前述のA社の1社のみである上、B県内の厚生年金保険被保険者の中に申立人の名前がないかを、申立人の生年月日について年号や入力誤りの可能性のある月日を複数組み合わせでオンラインシステムで検索したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

私は、A社にパートタイマーとして勤務していたが、平成 15 年 5 月 16 日からは嘱託社員として勤務した。しかし、同年 9 月から 16 年 8 月までの標準報酬月額については、申立事業所が被保険者報酬月額算定基礎届を提出する際に、誤ってパートタイマーであった 15 年 4 月及び同年 5 月の低い報酬月額が含まれていたことから、実際の給与より低い 9 万 8,000 円とされた。申立事業所はこの誤りに気づき、21 年 5 月 25 日付けで訂正届を提出したものの、既に 2 年以上が経過していたため、時効により保険料が納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録に記録されている 9 万 8,000 円ではなく、A社が提出した被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届に基づく 13 万 4,000 円に訂正すべきと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立事業所から提出された申立人に係る平成 15 年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表及び平成 16 年分賃金台帳により、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 9 万 8,000 円であることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の主張内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 26 日から 40 年 12 月頃まで

私は、夜間部の大学生であった申立期間当時、A社において、荷主との間で書類等の受渡しを行うアルバイトとして、1日8時間、毎月25日間程度働いていた。同社に勤務する前に働いていた会社では、短期間のアルバイトであっても厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、A社では、約4年間も厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が正社員として記憶していた同僚二人の供述から、申立人が、申立期間のうち少なくとも昭和40年の秋頃から同年末頃まで、申立事業所にアルバイトとして勤務していたことは推認される。

しかしながら、上記の同僚二人は、「A社では、同社に就職が内定した者を対象にしたアルバイトがあり、大学4年生だった昭和40年の秋頃から同年の年末にかけて、申立人と一緒に書類等を運んでいた。当時は、正社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該同僚二人及び申立人が自分と同じ勤務形態のアルバイトであったと記憶している別の同僚には、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立事業所は、申立期間当時、アルバイトの者は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、申立人は、B都道府県に所在したA社で働いたと供述していることから、B都道府県内において「A」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所（A社、A社C支社及びA社D支店）について申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは記憶が明確でなく、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月25日から26年3月15日まで

私は、昭和25年8月25日から26年3月14日までA氏所有の「B丸」に甲板員として乗船し、所持している船員手帳にも当該期間の乗船記録が記載されているにもかかわらず、船員保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の記載内容及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が申立期間において「B丸」に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、上記の船員手帳の船員保険関係欄及び失業保険金支給関係欄を見ると、申立期間に係る記載が無い上、申立人が「B丸」に一緒に乗船していたと記憶している同僚は、「申立期間当時、申立人は18歳未満だったと思うので、若かったから船員保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

また、「B丸」の船員保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の名前は見当たらない上、申立人は給与から船員保険料を控除されていたかどうかは覚えていないとしており、ほかに申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 26 日から 35 年 7 月 26 日まで
私は、A事業所に勤務していた昭和 31 年か 32 年頃に、同社の取締役の弟が独立するという事柄で、同社の隣にあったB事業所へ異動した。異動の際、A事業所の取締役から「社会保険はつながっているから、心配しなくていい。」と言われたことを覚えている。同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が途切れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB事業所の事業主の供述により、申立人は、時期は特定できないものの、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の事業主は、「B事業所の従業員は厚生年金保険には加入させておらず、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、当該事業主は、「B事業所の従業員で厚生年金保険の加入を希望する者については、全くの別会社であるが、兄が経営するA事業所で勤務していることにより厚生年金保険の加入手続を行うこともあった。」とも供述していることから、申立人が申立期間の前後で厚生年金保険に加入していたA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間においては健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、昭和 34 年 5 月 26 日に資格喪失した際に健康保険証を返納した記録が確認できる。

さらに、申立人がB事業所での同僚として名前を挙げた5人全員は、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、うち1人は、「私が厚生年金保険

に加入していない期間については、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。また、申立期間に申立人の給与から保険料が控除されていたかどうかは知らない。」としている上、申立人がA事業所からB事業所へ異動する際、「社会保険はつながっているから、心配しなくていい。」と言われたとするA事業所の取締役は高齢のため事情を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1852 (事案 1410 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月10日から43年4月1日まで

私の夫は、昭和42年4月から43年3月までA社に勤務した。当時の家計簿に、厚生年金保険料(1,350円)を支払った記載があるのに、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないので再申立てをする。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立事業所の所在地の近くに、申立事業所と類似した名称の事業所はあるが、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員は申立人を記憶しておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無いこと、ii) 申立人の妻は、当時の家計簿の記載内容から、当時は、給与から厚生年金保険料が控除されず、家計から支出して支払っていたのではないかと主張しているところ、当該額は、申立期間及びその前後の期間において国民年金の納付記録のある申立人の妻及び同居していた女性の国民年金保険料額と一致していることから、当該家計簿に記載されている金額は、当該二人の国民年金保険料であったことがわかれること、iii) 申立人は既に死亡しており、申立人の妻は申立人の同僚を記憶しておらず、このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、申立期間に厚生年金保険料を支払っていたと主張するのみで、申立内容に委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1853 (事案 822 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 7 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務していたが、この間、給与手取額が 22 万円だったにもかかわらず標準報酬月額があまりに低く納得できないので再申立てをする。なお、新たな資料として預金通帳の写しと固定資産税納税通知書兼領収書(控)等を提出するので、記録以上の給与が支払われていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が所持する給与明細書により昭和 58 年 3 月分から 59 年 6 月分までの差引支給額が 22 万円であることは確認できるものの、基本給等支給額や健康保険料等控除額の記載は一切無く、厚生年金保険料の控除額を確認できないこと、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、標準報酬月額が漸次増加しており、不自然な推移はみられない上、代表取締役の標準報酬月額とほぼ同額となっていること、iii) 申立人が所持する昭和 60 年分源泉徴収票(昭和 59 年を 60 年に修正されている。)に記載されている社会保険料等の控除額は、オンライン記録による標準報酬月額及び当時の被保険者保険料率から求められる被保険者負担額(昭和 59 年及び 60 年)を下回っており、申立人が主張する標準報酬額に基づく厚生年金保険料が控除されていたとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の預金通帳の写し及び固定資産税納税通知書兼領収証書控等を提出し、申立期間の給与手取額が 22 万円であったと主張しているところ、当該提出資料を見ると、申立期間において

標準報酬月額(13万4,000円から19万円)を上回る給与が支給されていた可能性はうかがえるものの、当該提出資料からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。